

多度津町産後ケア事業のご案内

- 出産後、自宅に戻っても手伝ってくれる人がいなくて不安
- 赤ちゃんのお世話の仕方や生活リズムがわからない
- 出産後、育児の疲れから体調を崩しそうで心配 など



こんな子育ての悩みや不安を抱えるお母さんたちが少しでも安心して子育てができるよう、助産院で産後の健康管理や授乳指導、育児相談等を受けることができます。

助産院で宿泊するタイプ（短期入所（ショートステイ）型）と日中通うタイプ（通所（デイサービス）型）があります。

からだのサポート

お母さんの体調管理、乳房ケアなど

こころのサポート

育児相談、お母さんの休養など

育児のサポート

沐浴方法や授乳の指導、発育発達に関することなど



【利用できる方】

多度津町に住民票のある産後 1 年未満の
お母さんと赤ちゃん



【利用日数】

短期入所（ショートステイ）型
通所（デイサービス）型
訪問（アウトリーチ）型

合わせて
最大 7 日
まで
(分割して利用可)

※多胎の場合は最大 12 日まで



【自己負担額】

宿泊型：1 日当たり 3,000 円

デイサービス型：1 日当たり 1,000 円

アウトリーチ型：1 回（2 時間） 1,000 円

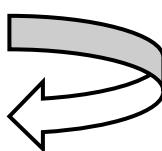
※ただし町民税非課税世帯及び生活保護世帯は無料



【近隣の実施施設】

※下記以外でも県内の産後ケア事業実施施設で利用できます。

助産院名	宿泊型	デイサービス型	場所	連絡先
みゆき助産院	○	○	多度津町	TEL (080) 4033-3855
助産院 ゆるり	—	○	丸亀市	TEL (080) 5660-4343
香川労災病院	○	○	丸亀市	TEL (0877) 23-3111



利用には、事前のお申し込みが必要です。利用の流れは裏面をご覧ください



【利用の流れ】

利用申請

利用申請書に必要事項をご記入の上、多度津町健康福祉課まで提出してください。提出時に、簡単にお母さんや子どもの状況について聞き取りを行います。

【申請に必要なもの】

- ① 多度津町産後ケア事業利用申請書（母子保健ガイドブックに綴じこみ）
- ② 母子健康手帳

その他、利用の決定に必要な書類の提出を求めることができます

利用決定・ 利用予約

審査の後に、町より以下書類を送付します。

- ① 利用承認通知書
- ② 産後ケア事業利用票（原則7枚（多胎の場合は12枚））

利用希望の実施施設へご自身で直接連絡し、利用日程を調整してください。

利用開始

当日、利用施設へ下記の書類を提出し、産後ケアを受けます。

- 持ち物：利用承認通知書、産後ケア事業利用票、母子健康手帳、自己負担金
※その他の持ち物は利用施設により異なります。

**※県外の実施施設で産後ケア事業を利用される場合は、利用票を県外用に交換することで、利用料の全部または一部を助成します。
必ず事前に健康福祉課までご連絡ください。**



お申込み及びお問合せ先は…

多度津町健康福祉課

TEL (0877) 33-1134

FAX (0877) 33-2550

